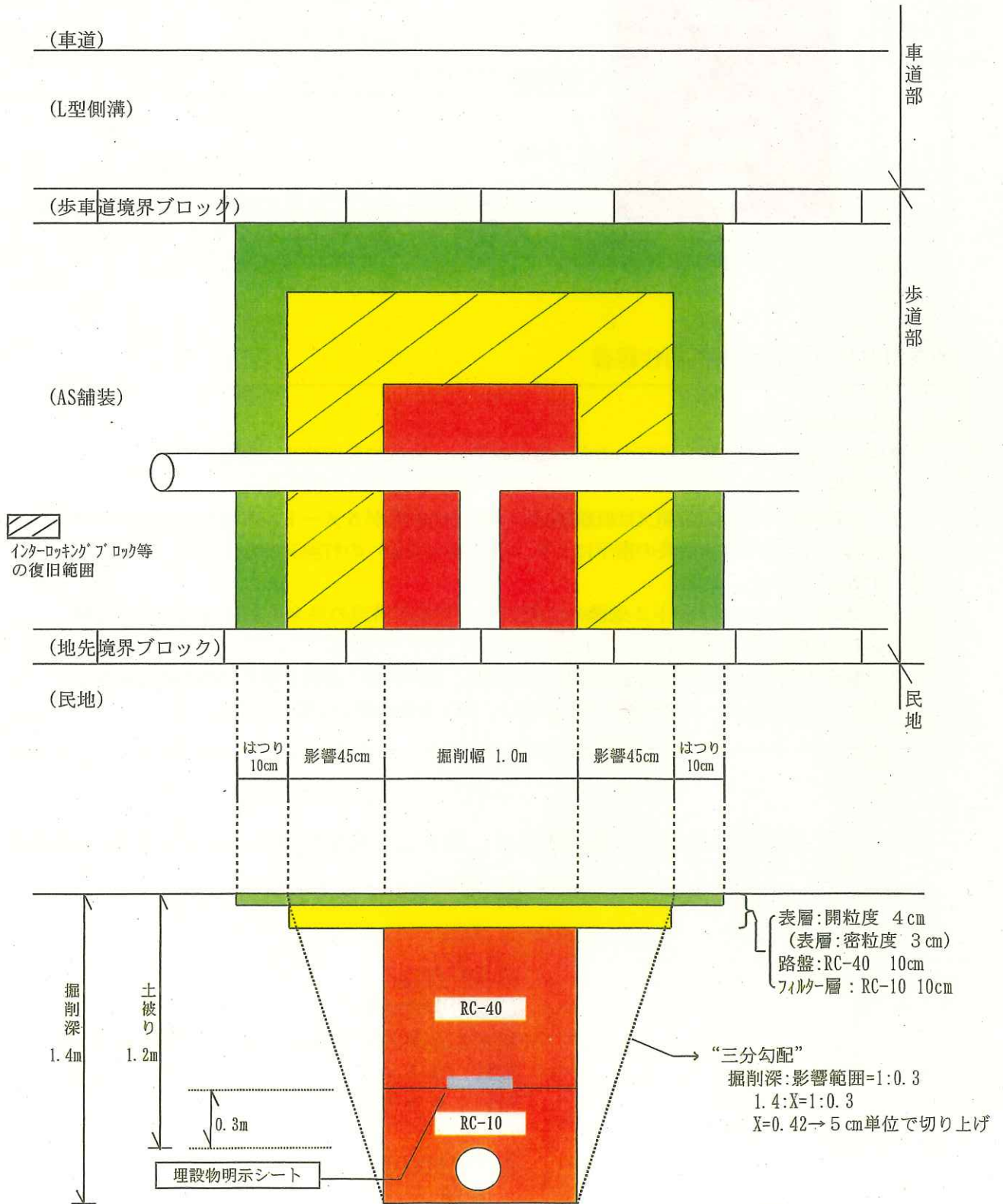


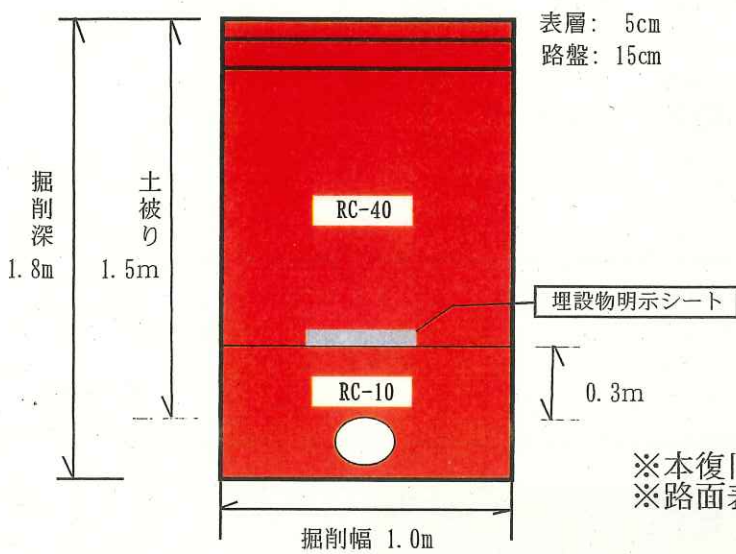
路面復旧の仕様 (歩道)

事例：取付管布設

掘削幅×延長	1.0m×1.0m
掘削深	1.4m
土被り	1.2m
歩道幅	2.0m
一般部の歩道 (切下げていない)	



路面復旧の仕様（仮復旧図）



	N1~N3 N4, N5	N6, N7	歩道
表層	再生密粒度 t=5cm	再生密粒度 t=5cm 再生粗粒度 t=5cm	再生密粒度 t=3cm
路盤	RC-40 t=15cm	RC-40 t=15~20cm	RC-40 t=5cm

※本復旧を施工するまでの間、1週間以上置くこと
 ※路面表示類は原型どおり標示すること

神奈川県道路占用工事共通仕様書

(連続点掘の復旧)

- 第59条 道路の中心線と平行の方向の復旧範囲は、最低でも舗装版（表層）で3メートルを確保すること。
- 2 連続点掘の復旧部分間又は既設舗装目地までの距離が5メートル未満のときは、その区間を所管土木事務所長の指示により、舗装版（表層）の打換又は切削オーバーレイをすることとする。
- なお、上記の5メートル未満の区間について道路構造の保全上必要な場合は、路盤からの打換を指示できることとする。
- 3 競合する給水管及び取付管工事については、道路構造上連続点掘と同様の影響を生じることとなるので、工事調整を十分に行い、施工目地の減少に努めること。

道路占用工事共通仕様書及び各種様式は、厚木土木事務所東部センター許認可指導課のページに掲載しています。

事前相談については、あらかじめご予約いただきますようお願いいたします。

〒252-1133

綾瀬市寺尾本町1-11-3

厚木土木事務所東部センター許認可指導課

電話 0467-79-2865 (直通)

FAX 0467-79-2858

窓口受付時間

午前 9:00~12:00

午後 13:00~16:00